

令和4年5月 校長会資料

1	学校施設・設備の安全確保について……………	1
2	鈴鹿市教育情報セキュリティポリシーについて……………	3
3	令和4年度研修講座の開催予定について……………	5
4	土曜日に授業を行う場合について……………	7
5	「危険箇所点検」の実施について……………	8
6	防災行政無線を活用した不審者対応について……………	9
7	令和4年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について……………	12
8	令和4年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について……………	14
9	学校(施設)被害事故報告について……………	16
10	不登校支援の充実……………	17
11	居所不明が疑われる児童生徒への対応について……………	18
12	まもってくれてありがとう運動について……………	19
13	研修会について……………	20
14	子ども家庭支援課相談等実施報告……………	23
15	児童生徒数の正確な把握について……………	28
16	教職員育成支援のための人事評価制度について……………	29
17	地震等災害発生時(勤務時間外)における教職員の対応について……………	35
18	過重労働による健康障害防止について……………	38
19	体罰根絶に向けた取組の徹底について……………	39
20	「体罰や暴言等の不適切な言動の禁止」について……………	46
21	不祥事根絶に向けた取組の徹底について……………	48

令和4年5月12日

小中学校長 各位

学校施設・設備の安全確保について（依頼）

教育政策課長

学校施設・設備の安全を確保し、事故を未然に防ぐとともに、安全な環境下で教育活動を行うためには、学校と学校設置者（教育委員会（教育政策課））が各々の役割のもと、協力して、施設・設備の安全点検を行うことで危険を事前に発見し改善する必要があります。

安全点検は、法令（学校保健安全法、同法施行規則）で規定されています。【裏面を参照】

学校施設・設備の多くは老朽化が進んでおり、今後さらに要改善箇所の増加が懸念されることから、事故を未然に防ぐため、次のとおり対応しますのでご協力をお願いします。

1 学校施設・設備の安全確保の役割分担

(1) 学校の対応

- ① 法令（学校保健安全法、同法施行規則）に規定する安全点検（定期、随時、日常）を行う。
- ② 教育政策課が行う法定点検（建築基準法、消防法等）の要改善箇所のうち、学校自らが対応できるものについて改善する。（まずは防火・避難に支障があるものから改善
⇒ 廊下、階段等の避難に支障がある物、防火戸の開閉に支障がある物を置かないなど）
※ 特定建築物定期点検を行った場合は、その結果を学校へ送付します。
- ③ 上記①の安全点検による要改善箇所について、学校自らが改善できない場合（学校運営費での対応が困難、技術的に対応が困難など）は、教育政策課へ対応を要望する。
※ 本日の校長会終了後に、各学校へ「学校施設整備等に係る要望書」（令和5年度予算要求資料として活用）の提出をメールにて依頼します。

(2) 教育政策課の対応

- ① 専門家による法定点検（建築基準法、消防法等）、遊具・体育器具等の一般点検を行う。
- ② 上記①の法定点検・一般点検及び学校要望による要改善箇所のうち、優先度の高い順から予算の範囲内で改修・修繕を行う。
※ 優先度1位：安全確保が必要なもの、ライフライン設備（受水槽、受変電設備、消防設備、浄化槽等）や放送設備など故障により直ちに学校運営全体に支障があるもの、特別支援教室の整備、バリアフリーに関するもの
優先度2位：環境改善が必要なもの（空調・換気設備、照明、トイレ等の水回り等）
優先度3位：その他
※ 空調設備のフィルター・ドレン、側溝の清掃など、学校が適宜、維持管理を行うことで不具合を減らすものについては引き続きご協力をお願いします。

2 学校施設整備の検討予定

大規模改修工事（長寿命化改修、トイレ洋式化改修等）、改築等の学校整備の内容、時期等の方向性については、令和5年度の公共建築物個別施設計画、学校施設長寿命化計画の改定に向けて検討していきます。

教育政策課 学校施設G

電話 059-382-9049

Fax 059-383-7878

メール kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp

【参考資料】 学校施設・設備の安全確保に関する法的根拠と役割分担

学校保健安全法 ※ 一部抜粋		安全確保の役割分担	
<p>第 26 条 (学校安全に関する学校の設置者の責務) 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>		<p>【教育委員会(教育政策課)】</p> <p>① 専門家による建築基準法、消防法等の法定点検、遊具・体育器具等の一般点検</p> <p>② 点検結果に基づき、改修・修繕</p>	
<p>第27条 (学校安全計画の策定等) 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>		<p>【各学校】</p> <p>① 定期の安全点検 (每学期1回, 毎月1回)</p> <p>② 臨時の安全点検</p> <p>③ 日常の安全点検</p>	
<p>第 28 条 (学校環境の安全の確保) 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、 又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。</p>		<p>【各校長】</p> <p>① 法定点検, 学校の安全点検等に基づき, 学校自らが改善</p> <p>② 危険個所, 立入禁止等の明示</p> <p>③ 学校運営費による修繕</p>	
<p>【教育委員会(教育政策課)】</p> <p>① 校長が対応できない場合は, 学校要望により改修・修繕</p>			
安全点検	学校における安全管理(文部科学省)		法的根拠 学校安全法施行規則
	時期・方法等	対象	
定期	每学期1回 教職員全員が組織的・計画的に実施	・児童生徒等が使用する施設・設備 ・防火, 防災, 防犯に関する設備	規則第 28 条第 1 項
	毎月1回 教職員全員が組織的・計画的に実施	・児童生徒等が多く使用する校地, 運動場, 教室, 廊下, 昇降口, ベランダ, 階段, 便所, 手洗い場等	
臨時	必要があるとき 学校行事の前後, 災害時等	・必要に応じて点検項目を設定	規則第 28 条第2項
日常	毎授業日ごと	・児童生徒等が最も多く活動をする箇所	規則第 29 条
<p>学校保健安全法施行規則 ※ 一部抜粋</p> <p>第 28 条 (安全点検) 学校保健安全法第 27 条の安全点検は、他の法令(建築基準法、消防法等の安全管理に関する法令)に基づくもののほか、每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</p> <p>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。</p> <p>第 29 条 (日常における環境の安全) 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。</p>			

鈴鹿市教育情報セキュリティポリシーについて

1 鈴鹿市教育情報セキュリティポリシーとは

これまで運用していたセキュリティ対策等を体系化・明文化するため、次の二つを策定し「鈴鹿市教育情報セキュリティポリシー」とする。

- ・ 鈴鹿市教育情報セキュリティ基本方針
- ・ 鈴鹿市教育情報セキュリティ対策基準 **(非公開)**

2 対象範囲

(1) 対象者

- ・ 教職員
- ・ 児童生徒

教職員の指導によりポリシーの適用範囲内での機器利用を行う。

児童生徒に対しては対策基準等を公開・配付しない。

(2) 対象機器

※行政ネットワーク（黒パン）は対象外

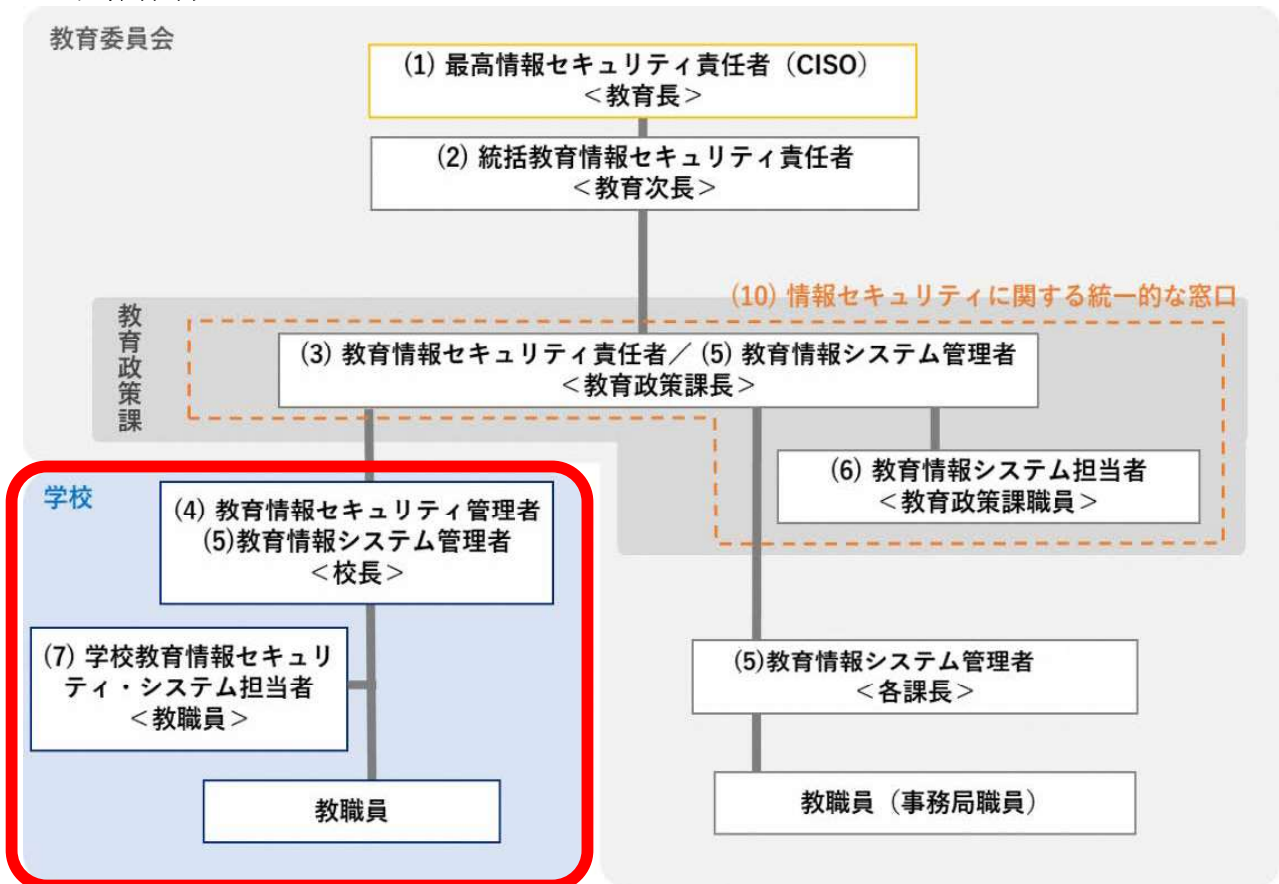
- ・ 教育政策課が整備した機器
Chromebook や無線 LAN アクセスポイント、校務支援システム等
- ・ 各学校が整備した機器

(3) 対象の情報資産

※行政ネットワーク（黒パン）で取り扱うものは対象外

- ・ 学校及び各課で取り扱う情報（印刷したものも含む）

3 組織体制



- ・ (4) 教育情報セキュリティ管理者
所属での教育情報セキュリティ対策の現場責任者
- ・ (5) 教育情報システム管理者
所属で利用する機器や情報資産の現場管理者
- ・ (7) 学校教育情報セキュリティ・システム担当者
所属内での情報担当者
各学校において指名してください。

4 各校長が実施すること

- (1) 情報セキュリティに関する管理
所属職員の監督とインシデント発生時の対応
- (2) 教育委員会事務局から配付した機器の管理
破損・紛失時には教育委員会事務局へ報告
- (3) 情報資産の管理
所属の情報資産（書面・電子媒体を問わない）を適正に管理
- (4) 配当予算や寄附等により独自に取得した機器等の管理・維持
新たにネットワーク機器や端末，システムを取得する場合は教育委員会事務局の許可が必要
※ キーボード・マウス・タッチペン等の入力装置や，ネットワークに参加しないディスプレイ・プリンタ等の出力装置，充電器は含まない

5 各学校での現地監査

夏季休業期間中に 10 校程度出向き実施

- (1) 物品の所在確認
 - ・ 児童生徒用端末（予備機とされているもの）
 - ・ 教職員用端末（学校用とされているもの）
 - ・ 暗号化機能付 USB メモリ
 - ※ プロジェクタ，書画カメラ，充電保管庫も同時に確認
- (2) 管理職への聞き取り
 - ・ 学校独自で整備したネットワークやシステムの運用状況 等
- (3) 令和 4 年度の対象校
 - ・ 小学校
国府小学校，庄野小学校，飯野小学校
河曲小学校，玉垣小学校，神戸小学校
明生小学校
 - ・ 中学校
鈴峰中学校，創徳中学校，神戸中学校

6 自己点検

監査に合わせて，現地監査を行わなかった学校を対象に自己点検を実施

- ・ 内容
現地監査での確認・聞き取るものと同じ

令和4年度 研修講座一覧

- <ライフステージ> I 基礎形成期(初任～教職経験5年次) II 伸長期(教職経験6年次～10年次)
- III 充実期(教職経験11年次～20年次) IV 発展期(教職経験21年次以降)

- <形式>
- A 講演・講義型 B 参加・体験型
 - C 実技・演習型 D 動画視聴研修
 - E 双方向オンライン講座

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G

No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時間	終了時間	講座概要	講師	所属等	形式	会場
----	-----	----	----	---	---	---	------	------	------	----	-----	----	----

◆若手教員指導力向上研修 … 教職経験5年以下の若手教員の指導力向上をめざす研修

W-1	指導力向上	I	小中	6	6	月	15:30	17:00	子どもたちが安心して意欲的に学べるように	世古 基子	教育指導課	AB	市役所502
-----	-------	---	----	---	---	---	-------	-------	----------------------	-------	-------	----	--------

◆専門研修 … 教科等の指導力の向上と職務、分掌等の機能の充実にめざす研修 ※申込が多数の場合は対象ライフステージの方を優先して受講していただきます

[A 教科等研修]

SA-1	体育(体づくり運動)	全	小	8	24	水	9:00	12:00	ラダー等を使用した体づくり運動/体のゆがみをおすストレッチ運動	深関内 誠	鈴鹿市立病院理学療法士	AC	調整中
SA-2	道徳	全	小中	7	22	金	13:00	15:00	考え、議論する道徳の授業づくり	鳥 恒夫	畿央大学教育学部教授	E	クロムブック
SA-3	国語	全	小	教職員研修サイト		詳細は後日お知らせします							
SA-4	国語	全	中	教職員研修サイト		D							
SA-5	算数	全	小	教職員研修サイト		D							
SA-6	数学	全	中	教職員研修サイト		D							
SA-7	社会	全	小中	7	28	木	午前		ワークショップ	教育指導課		B	調整中
SA-8	社会	全	小中	7	28	木	午後		ワークショップ	教育指導課		B	調整中
SA-9	理科	全	小	教職員研修サイト		詳細は後日お知らせします							
SA-10	理科	全	中	教職員研修サイト		D							
SA-11	外国語活動・外国語	全	小	7	22	金	午前		授業作りのヒント「小学校英語」	高橋美由紀	愛知教育大学教授	調整中	調整中
SA-12	外国語	全	中	7	21	木	午後		授業作りのヒント「中学校英語」	高橋美由紀	愛知教育大学教授	調整中	調整中

[B 職務研修]

SB-1	マインドセット研修	全	小中	8	30	火	午後		マインドセット研修	Google合同会社		AC	市役所502
SB-2	教職員コンプライアンス	全	小中	調整中		調整中		調整中	学校教育課		調整中	調整中	
SB-3	アンガーマネジメント	全	小中	調整中		調整中		調整中	教育指導課・健康づくり課		調整中	調整中	
SB-4	メンタルヘルス	全	小中	調整中		調整中		調整中	教育指導課・健康づくり課		調整中	調整中	

◆テーマ別教育課題研修 … 喫緊の教育課題に対応する教員の資質能力向上をめざす研修

T-1	ICT活用	全	小中	8	8	月	9:00	11:00	Chromebook使い方研修(jamboard編)	Google合同会社		AC	市役所1203
T-2	ICT活用	全	小中	8	9	火	9:00	11:00	Chromebook使い方研修(フォーム編)	Google合同会社		AC	市役所1203
T-3	ICT活用	全	小中	8	26	金	9:00	11:00	Chromebook使い方研修(classroom編)	Google合同会社		AC	市役所1203
T-4	ICT活用	全	小中	調整中		調整中		調整中	教育指導課		調整中	調整中	
T-5	情報モラル教育	全	小中	調整中		調整中		調整中	三重県教育委員会		調整中	調整中	
T-6	プログラミング教育	全	小中	7	25	月	9:00	12:00	これもプログラミング教育?小中実践例紹介	駒谷 昇一	奈良女子大学教授	AB	市役所502
T-7	SDGs	全	小中	調整中		調整中		調整中	調整中		調整中	調整中	
T-8	読書教育	全	小中	7	25	月	午後		(仮)どの子にもつけたい読書のチカラ～楽しみ・読む・解る～	川口 榛子	山形県教育委員会 山形県立中央図書館 山形県立中央図書館 山形県立中央図書館	A	市役所1203
T-9	学力向上	全	小中	8	22	月	13:00	15:00	(仮)授業づくりの基礎・基本	森脇 健夫	愛知教育大学 教育研究部 教授	E	クロムブック
T-10	日本語教育	全	小中	8	29	月	午後		調整中	教育支援課		A	市役所1203
T-11	人権教育1	全	小中	4	20	水	15:45	17:00	豊かな人権学習の創造～部活動学習を核として～	西 繁	鈴鹿市人権教育アドバイザー	E	市役所1203
T-12	人権教育2	全	小中	7	29	金	13:30	16:30	誰もが安心して生きられる社会づくり ～学校・家庭における多様なアイディアの共有～	浦田 幸奈	前田建設(株)前田人ASTA 東京衛生学院教授	A	市役所1203
T-13	人権教育3	全	小中	8	23	火	13:30	16:00	(仮)障がい者の権利保障	高橋 洋子 高橋 洋子 高橋 洋子	共同連三豊	E	市役所1203
T-14	人権教育4	全	小中	8	26	金	13:30	16:30	人権学習を進める教師のために	高橋 洋子 高橋 洋子 高橋 洋子	鈴鹿市人権教育アドバイザー	A	市役所1203
T-15	特別支援教育	全	小中	8	17	水	13:00	15:00	授業実践と組織的対応	葛井 良樹	鈴鹿市立特別支援学校高志分校 教育研究部 教授	AC	市役所502
T-16	特別支援教育	全	小中	教職員研修サイト		通常学級に在籍する支援の必要な子どもへの指導							
T-17	不登校対策	全	小中	8	29	月	午前		(仮)学校における不登校対策の体制づくり	教育支援課		AB	市役所1202
T-18	幼小中連携と一貫した教育	全	小中	調整中		調整中		調整中	教育指導課		調整中	調整中	
T-19	多文化共生	全	小中	2	3	金	15:00	17:00	調整中	教育支援課		A	市役所1203

◆管理職研修 … 学校組織のマネジメント力向上をめざす研修

K-1	危機管理とリスク管理	全	小中	8	24	水	午後		学校における危機管理・リスク管理の在り方	阪根 健二	専門教育大学特命教授	E	クロムブック
K-2	教職員の働き方改革	全	小中	調整中		調整中		調整中	マインドセット研修		Google合同会社		E

◆学校経営連続講座 … 教育の動向を踏まえ、様々な教育課題に対応した学校づくりをめざす中堅教員及び教頭のための研修

G-1	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	12	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回	教育支援課		E	クロムブック
G-2	学校経営 連続講座②	IV	小中	6	16	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回	教育支援課・教育指導課		E	クロムブック
G-3	学校経営 連続講座③	IV	小中	6	28	火	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回	教育指導課		E	クロムブック
G-4	学校経営 連続講座④	IV	小中	7	7	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回	参事・学校教育課		E	クロムブック
G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	19	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回	教育支援課		E	クロムブック
G-6	学校経営 連続講座②	教頭	小中	6	23	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回	教育支援課・教育指導課		E	クロムブック
G-7	学校経営 連続講座③	教頭	小中	6	30	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回	教育指導課		E	クロムブック
G-8	学校経営 連続講座④	教頭	小中	7	14	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回	参事・学校教育課		E	クロムブック

◆教育講演会

L-1	教育講演会	全	小中	8	19	金	13:30	16:00	(仮)令和の日本と学校教育と今後の展望 ～学習者主体の教員の在り方～	前田 康裕	熊本大学教職大学院教授	A	市役所1203
-----	-------	---	----	---	----	---	-------	-------	---------------------------------------	-------	-------------	---	---------

令和4年度 研修講座一覧(日付順)

<ライフステージ> I 基礎形成期(初任~教職経験5年次)
II 伸長期(教職経験6年次~10年次)
III 充実期(教職経験11年次~20年次)

IV 発展期(教職経験21年次以降)

<形式>

- A 開演・聴講型 B 参加・体験型
- C 実技・演習型 D 動画視聴研修
- E 双方向オンライン講座

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 研究G

No	講座名	対象	校種	月	日	曜	開始時間	終了時間	講座概要	講師	所属等	形式	会場
T-11	人権教育1	全	幼小中	4	20	水	15:45	17:00	誰かの人権学習の創造~部落問題学習を核として~	西 繁	鈴鹿市人権教育アドバイザー	E	502分 クロム ブック
G-1	学校経営 連続講座①	IV	小中	5	12	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回		教育支援課	E	クロム ブック
G-5	学校経営 連続講座①	教頭	小中	5	19	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第1回		教育支援課	E	クロム ブック
W-1	指導力向上	I	小中	6	6	月	15:30	17:00	子どもたちが安心して意欲的に学べるように	世古 基子	教育指導課	AB	502 クロム ブック
G-2	学校経営 連続講座②	IV	小中	6	16	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回		教育支援課・教育指導課	E	クロム ブック
G-6	学校経営 連続講座②	教頭	小中	6	23	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第2回		教育支援課・教育指導課	E	クロム ブック
G-3	学校経営 連続講座③	IV	小中	6	28	火	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回		教育指導課	E	クロム ブック
G-7	学校経営 連続講座③	教頭	小中	6	30	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第3回		教育指導課	E	クロム ブック
G-4	学校経営 連続講座④	IV	小中	7	7	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回		参事・学校教育課	E	クロム ブック
G-8	学校経営 連続講座④	教頭	小中	7	14	木	18:30	20:00	学校経営連続講座 第4回		参事・学校教育課	E	クロム ブック
SA-12	外国語	全	中	7	21	木	午後		授業作りのヒント「中学校英語」	高橋美由紀	愛知教育大学教授	調整中	調整中
SA-17	外国語活動・外国語	全	小	7	22	金	午前		授業作りのヒント「小学校英語」	高橋美由紀	愛知教育大学教授	調整中	調整中
SA-2	道徳	全	幼小中	7	22	金	13:00	15:00	考え、議論する道徳の授業づくり	高 恒夫	畿央大学教育学部教授	E	クロム ブック
T-6	プログラミング教育	全	小中	7	25	月	9:00	12:00	これぞプログラミング教育?小中実践例紹介	駒谷 昇一	奈良女子大学教授	AB	502 クロム ブック
T-8	読書教育	全	小中	7	25	月	午後		(仮)どの子にもつきたい読書のチカラ【~楽しむ・読む・調べる~	川口 恭子	鈴鹿市教育委員会 読書推進課教育アドバイザー	A	502 クロム ブック
SA-7	社会	全	小中	7	28	木	午前		ワークショップ		教育指導課	B	調整中
SA-8	社会	全	小中	7	28	木	午後		ワークショップ		教育指導課	B	調整中
T-12	人権教育2	全	幼小中	7	29	金	13:30	16:30	誰もが自分らしく生きられる社会づくり ~学校・地域に広がるデジタル人権の活用~	浦田 幸奈	特定非営利活動法人ASTA 愛知県立学校教員	A	502 クロム ブック
T-1	ICT活用	全	小中	8	8	月	9:00	11:00	Chromebook使い方研修(Jamboard編)		Google合同会社	AC	502 クロム ブック
T-2	ICT活用	全	小中	8	9	火	9:00	11:00	Chromebook使い方研修(フォーム編)		Google合同会社	AC	502 クロム ブック
T-15	特別支援教育	全	幼小中	8	17	水	13:00	15:00	授業実践と組織的対応	葛井 良樹	名古屋市立大学教育学部 特別支援教育研究センター	AC	502 クロム ブック
L-1	教育講演会	全	幼小中	8	19	金	13:30	16:00	(仮)令和の日本通学教育と今後の展望 ~学習者主体の教育の在り方~	前田 康樹	熊本大学教育大学院教授	A	502 クロム ブック
T-9	学力向上	全	小中	8	22	月	13:00	15:00	(仮)授業づくりの基礎・基本	森脇 健夫	武蔵川女子大学 教育実践研究 教授	E	クロム ブック
T-13	人権教育3	全	幼小中	8	23	火	13:30	16:00	(仮)障がい者の権利保障	橋本 弘子 橋本 彩乃	共同進三重	E	クロム ブック
SA-1	体育(体づくり運動)	全	小	8	24	水	9:00	12:00	ラダー等を使用した体づくり運動/体のゆがみをおさすストレッチ運動	深間内 誠	鈴鹿市立病院理学療法士	AC	調整中
K-1	危機管理とリスク管理	全	幼小中	8	24	水	午後		学校における危機管理・リスク管理の在り方	阪根 健二	關西教育大学特命教授	E	クロム ブック
T-3	ICT活用	全	小中	8	26	金	9:00	11:00	Chromebook使い方研修(classroom編)		Google合同会社	AC	502 クロム ブック
T-14	人権教育4	全	幼小中	8	26	金	13:30	16:30	人権学習を進める教師のために		Google合同会社	A	502 クロム ブック
T-17	不登校対策	全	小中	8	29	月	午前		(仮)学校における不登校対策の体制づくり		教育支援課	AB	502 クロム ブック
T-10	日本語教育	全	小中	8	29	月	午後		調整中		教育支援課	A	502 クロム ブック
SB-1	マインドセット研修	全	幼小中	8	30	火	午後		マインドセット研修		Google合同会社	AC	502 クロム ブック
T-19	多文化共生	全	小中	2	3	金	15:00	17:00	調整中		教育支援課	A	502 クロム ブック
SA-3	国語	全	小						教職員研修サイト			D	
SA-4	国語	全	中						教職員研修サイト			D	
SA-5	算数	全	小						教職員研修サイト			D	
SA-6	数学	全	中						教職員研修サイト			D	
SA-9	理科	全	小						教職員研修サイト			D	
SA-10	理科	全	中						教職員研修サイト			D	
T-16	特別支援教育	全	幼小中						通常学級に在籍する支援の必要な子どもへの指導	谷崎 正純	長岡技術科学大学ユビキタナ学習	D	
SB-2	教職員コンプライアンス	全	幼小中						調整中		学校教育課	調整中	調整中
SB-3	アンガーマネジメント	全	幼小中						調整中		教育指導課・健康づくり課	調整中	調整中
SB-4	メンタルヘルス	全	幼小中						調整中		教育指導課・健康づくり課	調整中	調整中
T-4	ICT活用	全	小中						調整中		教育指導課	調整中	調整中
T-5	情報モラル教育	全	幼小中						調整中		三重県教育委員会	調整中	調整中
T-7	SDGs	全	幼小中						調整中		調整中	調整中	調整中
T-18	幼小中連携一貫した教育	全	幼小中						調整中		教育指導課	調整中	調整中
K-2	教職員の働き方改革	全	幼小中						マインドセット研修		Google合同会社	E	クロム ブック

詳細は後日お知らせします

考え方	月曜日の扱い	留意点
<p>【土曜授業】</p>	<p>授業日</p>	<p>あらかじめ、「<u>土曜の教育活動実施届</u>」を教育指導課に提出</p> <p>※ 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。 (令和2年1月27日 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について 三重県教育委員会)</p>
<p>授業日と休業日の【振替】 → 土曜日を授業日に月曜日を休業日にする</p> <p>※鈴鹿市立学校の管理に関する規則第5条 『校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認め、休業日に授業を行い、又は授業日を休業日にしようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。ただし、異例の場合には、委員会の承認を得なければならない。』</p>	<p>休業日</p>	<p>あらかじめ、「<u>振替授業届</u>」を教育指導課に提出</p> <p>土曜日の授業時間と月曜日の授業時間を必ずしも、同じにする必要はない。</p> <p>【理由】 ・年間のカリキュラムの中で補填分の時間の確保ができていれば補填する必要はない。しかし、確保が難しいなら、(土曜日の授業を)午後も行ったり、他の曜日に補填したりしてもよい。</p>

「危険箇所点検」の実施について

- 1 実施期間 小学校： 令和4年5月16日（月）～6月17日（金）
 中学校： 令和4年6月27日（月）～7月29日（金）
 ＊学校の実情に応じて期間中に実施してください。

2 実施手順

<各小学校>

- (1) 各小学校に、昨年度報告された「危険箇所の一覧表」を送付します。
 (2) 一覧表に示されている箇所で、現時点までに改善された箇所については朱書き見え消し（一本線）で示してください。
 (3) 新たに危険が認められる箇所について、一覧表へ記入してください。

- ＊ (2), (3) の内容については、実際に現地を確認したり、学校運営協議会や見守りボランティア、PTA等の方々から御意見をいただく等して点検を実施してください。
 ＊ 一覧表には、中学校から報告された危険箇所も含まれています。

- (4) 新たに記載した箇所については、場所が特定できる地図を添付してください。
 ＊ 住宅地図、HP上の地図など地図の種類は問いません。
 (5) 一覧表や地図等を教育支援課に提出してください。（6月17日締め切り）

<各中学校>

- (1) 小学校から報告された危険箇所の一覧表を送付しますので、中学校として危険箇所に加える必要がある箇所を一覧表に記入し、教育支援課へ報告してください。
 （7月29日締め切り）

3 危険箇所点検の項目

- ① 昨年度、2回以上不審者情報が寄せられた箇所
 ② 雨天時に増水や冠水などで児童生徒の登下校に危険のある箇所
 ③ その他、児童生徒の登下校で大変憂慮される状況が見られる箇所
 ④ 児童が立ち入ることができる空き家や廃屋
 ⑤ 自転車の左側走行で危険が認められる箇所（中学校のみ調査）

※ 点検に際しては、「交通安全」「防犯」「防災」の観点で実施いただきますようお願いいたします。

4 各学校に送付する一覧表（例）について

＊昨年度、提出いただいた表を参考として送付いたします。

＊ゼンリン地図のページは、教育支援課所有のゼンリン地図に準じています

「防災無線（デジタル）活用訓練」実施フローチャート

◆訓練実施日 令和4年6月10日（金）

10時50分 訓練「予告」放送 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

11時00分 「訓練放送」 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

<各学校> 「訓練放送」受信
ただちに、初動体制について図上訓練を開始

- ①連絡を聞いた職員は、メモを取り管理職へ報告
- ②管理職は、担当職員を交え児童生徒への対応を指示
- ③パトロール隊、自治会、学童保育、幼稚園など情報伝達先を確認

*訓練のため、パトロール隊等への実際の伝達は行わない。

<各学校> 初動体制確認後、ただちに対応内容をメールで報告

◇小中学校 → 「教育支援課」に報告

◇全小中学校から対応内容を確認後、訓練終了の連絡
教育支援課 → 全小中学校
*「防災無線」で連絡

令和4年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について

1 目的

児童生徒が人権に関する作文を綴る活動を通して、自分自身や仲間のことを見つめ直す機会としたり、身近にある人権問題に気づき、解決に向けて行動する実践的な力をはぐくむ機会としたりする。さらに、作成した人権作文集を人権学習の教材として活用していくことにより、人権課題を共有し、ともに差別をなくしていこうとする仲間づくりをめざす。

2 対象 小学校は3年生以上、中学校は全学年

3 応募について

(1) 作文内容

- ① 社会にある人権侵害の事実や差別に立ち向かうたくましい人々、支え合う仲間などの姿を見つめたもの。
- ② 新聞、テレビ等のニュースや文学作品等で知った人権侵害の事実、人権を守ろうとしている人々の活動を見つめたもの。
- ③ 各学校・園の人権教育活動や人権学習を通じて考えたこと、気づいたことなどが表れているもの。

(2) 応募原稿

- ① 400字詰め原稿用紙(A4サイズ)を原則とする。
- ② 字数目安

学 年		字 数
小 学 生	3・4年	600字(原稿用紙1枚半)程度
	5・6年	1,000字(原稿用紙2枚半)程度
中 学 生		1,200字(原稿用紙2枚半～3枚半程度)

(3) その他

- ① 作品は、該当学年の学級数をめどに応募してください。
- ② 作品には、題名・学校名・学年・名前を明記し、右上をホッチキスで留めてください(紛失防止のため)。
- ③ 学校から提出する段階で、誤字脱字や段落分け等について、作者(児童生徒)と確認して修正しておいてください。
- ④ 学校でとりまとめ、(様式1)「応募一覧表」を添えて、A4サイズにコピーし、教育支援課に提出してください。返却は致しませんのでご了承ください。

提出の締切 令和4年9月9日(金)

4 鈴鹿市人権作文集について

(1) 掲載する作品〔代表作品〕の選考について

- ・人権作文集には、各学年5点程度(全体として35点程度)の代表作品を掲載します。
- ・代表作品の選出は、選考会を開催したうえで決定します。
- ・選考結果については、各校に通知します。(11月を予定)

(2) 人権作文集の原稿について

- ・文中で登場する人物については、仮名を使用してください。
- ・学校を通じて、作者及び保護者の掲載承諾をお願いします。

(3) 人権作文集の配付について

- ・代表作品のデータは、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトへ掲載する予定です。(年度末を予定)

5 人権作文集の活用状況調査について

- (1) 本年度の作文作成時での人権学習調査と昨年度の人権作文集の活用状況調査を行うことで、各校における人権作文を活用した人権学習の実態を把握します。

※ 様式2)「鈴鹿市人権作文集」活用状況調査表を提出してください。

提出の締切 令和4年9月9日(金)

- (2) 昨年度、学校や学級の課題にあった人権学習の題材として活用した作品について、報告をお願いします。

※ 作文を活用した実践事例(人権学習指導案等)があれば、提出してください。

6 その他

- ・上記、様式1, 2につきまして、後日メールにて送付いたします。
- ・代表作品の中からさらに3点を選出し、市広報「広報すずか12月号」にて掲載するとともに、『じんけんフェスタinすずか』(今年度は未定)で朗読発表を行う予定です。

令和4年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について

1 目的

基本的人権に対する意識の高揚と、一人ひとりの人権が大切にされる学校や社会づくりに向け、小中学校で人権問題啓発のためのポスター制作に取り組むことにより、児童生徒の差別を許さない人権を尊重する態度の育成を図るとともに、ポスターを活用することにより人権啓発を推進する。

2 取組

◇校内の人権教育の取組の一環として、次のことに取り組む。

- ・学級における身近な人権課題や個別的な人権問題についての話し合い活動等を行い、差別を許さない仲間づくりや学校づくり、社会づくりにつなげる。
- ・人権尊重に向けた思いを発信していく取組として、ポスター制作の活動を位置づける。
- ・子どもたちの思いが十分に表現され、人権の大切さを訴えるオリジナリティーあふれる作品をめざす。

3 ポスター作成及び提出について

(1) 対象 市内小・中学校の児童生徒

(2) 表現内容

【小学校】

◆下記の様子の中に、差別を許さない仲間や学校が表現されているもの

- ・友達と楽しく遊んでいる様子を表した絵
- ・仲間と一緒に活動している絵
- ・その他、学校生活の中で、明るく楽しい様子を表した絵

【中学校】

◆下記の主題を強く印象づけるもの

- ・差別を許さず、なくそうとする心
- ・人権を尊重することの大切さ
- ・支え合い、助け合う仲間
- ・みんなが大切にされる明るい学校・社会

(3) 条件

▼自作未発表のものに限る。

- ・四つ切り画用紙で縦がき
- ・標語の有無, 色の種類, 色の数などは, 自由(企業名等固有名詞は不可)

(4) 提出内容

① 各校の提出点数は、学級数をめどに提出してください。

② 提出作品の裏面右下には、学校名・学年・名前(ふりがな)・題名を明記した応募作品個票(様式C)を貼付してください。

※(様式C)は必要数分をコピーして使用してください。

- ③ 学校で作品を取りまとめて、所定の応募作品一覧表(様式A)と応募作品集計表(様式B)を添えて、教育支援課へ提出してください。

提出の締切 令和4年9月9日(金)

4 ポスター作品等の選考について

- ◆応募された作品の中から、ポスター作品(2点)・カレンダー作品(12点)・入選作品(50点程度)を選考する。

○ポスター作品

- ・令和4年度の代表作品として、小学生1点・中学生1点をポスターとして印刷し、人権問題啓発のため各小中学校や市内公共施設等に配付する。

○カレンダー作品

- ・カレンダー作品として12点を選考し、カレンダーを作成して各小中学校へ学級数分を配布する。

○入選作品

- ・各学年から5点程度を入選作品として選考し、ポスター作品やカレンダー作品とともに、市庁舎内の市民ギャラリーや鈴鹿市文化会館で開催(未定)の「じんけんフェスタinすずか」にて展示する予定。

※ポスター作品・カレンダー作品に選考された児童生徒には、作品に込めた 思いについてコメントの提出を依頼することがあります。

*令和3年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」代表作品



5 その他

- ◆三重県人権センターが募集する『2022年度「人権」に関するポスター』は、後日案内が届きますので、ご確認ください。

学校（施設）被害事故報告について

職員室，教室等への「侵入」や「盗難」，学校敷地内での「落書き」や「器物破損」等が発生した場合，下記のとおり対応し，報告書を提出してください。

人的要因による事故発生時の対応について

- (1) 現場を保存し，教育支援課へ早急に連絡する。
(重大事故については，休日でもご一報ください。)
- (2) 学校長の判断により，警察へ通報を行う。
- (3) 被害の現状を写真等に残す。
- (4) 被害報告を下記の形式により簡単にまとめ，写真を添付の上，教育支援課に提出する。(部数は1部)

《記入例》

鈴○学 第 号
令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市立○○学校
学校長□□□□ 印

学 校（施設）被 害 報 告

1. 被害発生日時 令和 ○年 ○月 ○日 () 午前○時○分ごろ
2. 被害箇所 西館1階 多目的室 北側
3. 被害の状況 窓ガラス破損5枚
4. 概要 ○月○日朝，○時○分，登校してきた職員□□が発見した。窓ガラスはソフトボール大の石が投げ込まれ，大きく割れていた。しかし，内部に侵入した形跡はない。
5. 措置 現場を保存し，教育支援課と鈴鹿警察署に電話で連絡した。被害状況証拠として，写真撮影をした。職員に被害の確認をさせたが，投石による窓ガラスの破損のみであった。

不登校支援の充実 ～よく知ること・情報を集めることに注力する～

1, “3つの取組”を充実させる

- (1) 新たな不登校が生じない取組 * “魅力あるよりよい学校づくり”が基盤
○ 「温かな関わり・声かけ」, 「授業改善」, 「学級づくり(居場所づくり)」の充実
- (2) 長期欠席の兆候がある児童生徒への取組
○ 欠席状況の見える化。連続欠席日数を把握・共有する仕組みづくり。
* 「連続欠席3日」, 「累積欠席日数15日」等は, 何らかのサインであり, 兆候。
- (3) 長期欠席状態にある児童生徒への取組
○ 改めてその子の情報を整理し, “仕切り直し”のためのケース会議を開催する。
* SC や SSW, 関係機関等と情報共有し, その子理解・アセスメント(見立て)のためのアドバイスを求める。「WISC-IV」等の心理検査の結果を SC に解説してもらうことは, 非常に有益。

2, 上記「1, (2) (3)」について

(1) 軸となる考え方・意識等

その子にとって必要なこと, その子が求めているものは何か? という視点

- ・ 不登校のきっかけや継続理由等を明らかにする取組は必要。しかし, きっかけや継続理由が分からないことも多い。“原因探し”にこだわりすぎることを控えつつ, その子の“心のエネルギー”を満たす取組を考えていくことが必要。
- ・ きっかけ, 理由が分からない状況であっても, その子が求めていることを大切にしながらつながることで, 状況に変化が生まれることが少なからずある。

(2) 軸となる動き・取組等 ～校内で実現したいこと～

- 長期欠席の兆しがある児童生徒の「児童生徒理解支援シート」を作成する
・ シート作成は, その子の情報を「見える化」することになり, 情報共有が効率的に進められる。* SC, SSW 等とも情報共有し, 助言をもらう。
- ケース会議(関係者会議)を開催し, 保護者を交えた支援会議につなげる
・ 関係者がチームを構成。チームで情報を整理し, アセスメント(見立て)をする。
・ アセスメント(見立て)に基づき, 初期支援, 短期目標を明確にする。

【集めたい情報】 * 保護者から, 前担任から, 「支援ファイル」から以下の内容を!

(1) 家庭でのこと

- 親子関係や家庭内の雰囲気・様子, 被虐待の体験, 食事や睡眠のリズム等

(2) その子自身のこと

- 病歴・通院歴・服薬の有無, 友だち関係, 学力の悩み・状況, 発達特性の有無, 小学校は就学前の情報, 中学校は小学校の情報, 特技・興味関係, 将来の夢 等
※ 主治医や関係機関からの情報も有益。

居所不明が疑われる児童生徒への対応について

欠席時の対応（※ 原則として対面で安全を確認する）

【連続欠席3日（目安）】

連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告する。また、家庭訪問を行う。

【連続欠席7日】

連続欠席が7日間になり、正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がない場合、管理職は速やかに教育支援課へ報告する。

【連続欠席1ヶ月以上】

正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、連続欠席が1か月以上にわたり、児童生徒の安否確認ができていない場合、速やかに教育支援課に報告する。また、長期欠席児童生徒在籍状況調査の備考欄に、いつから確認ができていないか記載する。

※確認ができた場合、速やかに教育支援課に報告する。

まもってくれてありがとう運動について

まもってくれて ありがとう運動 実施中！



経験ないですか？
わたれない横断歩道

横断歩道では、歩行者優先です！
わたろうとする歩行者がいれば手前で一時停止

あなたも、「まもってくれて ありがとう運動」を一緒にやりませんか？
自らが、しっかりと一時停止！
止まってくれた車には、お礼の気持ちを示しませんか。

「まもってくれて ありがとう運動」とは？

信号機のない横断歩道を横断する歩行者等が、止まってくれた車の運転手に対して「ありがとう」と言ったり、会釈してお礼の気持ちを表すことで、運転手に「止まらなければ」という歩行者保護の気持ちを起こさせ、一時停止して歩行者等を横断させるという歩行者優先ルールの遵守を浸透させる取り組みです。

鈴鹿地区交通安全協会では、この運動を鈴鹿市内の住民に広く浸透させ、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故防止に寄与します。



主催 鈴鹿地区交通安全協会 ☎・FAX 059-388-1241
共催 鈴鹿市・鈴鹿市教育委員会・鈴鹿警察署

鈴鹿地区交通安全協会、鈴鹿警察署と連携して、まもってくれてありがとう運動を実施します。

令和4年度 実施校

春の交通安全運動：桜島小

夏の交通安全運動：未定（募集中）

秋の交通安全運動：清和小（予定）

年末の交通安全運動：未定（募集中）

令和4年度 特別支援教育 基礎研修会 「発達に課題のある子どもの支援について II」

幼少期から児童期や思春期の子どもたちの心や身体の発達の特徴を踏まえ、気になる子への理解の方法や支援のあり方について、研修会を実施いたします。

お忙しい時期と存じますが、ぜひこの機会をご活用していただきますよう、ご案内いたします。

- [日時] A 6月27日(月) 15:30～17:00
B 7月4日(月) 15:30～17:00
C 7月11日(月) 15:30～17:00

研修会はすべて
同じ内容です

[対象] 教職員、介助員・支援員 等

※研修会への参加希望のある介助員・支援員の方については、勤務時間内に受講できるように、別途対応いたします。詳細は後日連絡いたします。申し込みにつきましては、「希望日時」欄の記入は不要です。「名前」欄のみ記入してください。

[参加方法] Google Meet を用いたオンライン研修

※参加者には、後日、Google Classroom のクラスコードをお知らせします。

[講師] 渡邊 賢二 氏 (皇學館大学教育学部教授)

[内容] 『発達に課題のある子どもの支援について II』

- ・研修(講義) 1時間15分
- ・質疑 15分

[申込み] 参加申込書を、子ども家庭支援課までFAX、または部署メールにて送付してください。

【鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課】

FAX: 059-382-9142

部署メール kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

《 問い合わせ先 》

鈴鹿市子ども政策部 子ども家庭支援課

教育相談G 松岡智香・金子彰子

電話: 059-382-9140

FAX: 059-382-9142

Mail: kodomokateishien@city.suzuka.lg.jp

令和4年度 特別支援教育 基礎研修会 参加申込書

※5人以上で申し込みされる場合は、コピーをしてお申し込みください。

所属名 (連絡先)	(TEL)
希望日時	名前
(例) A	

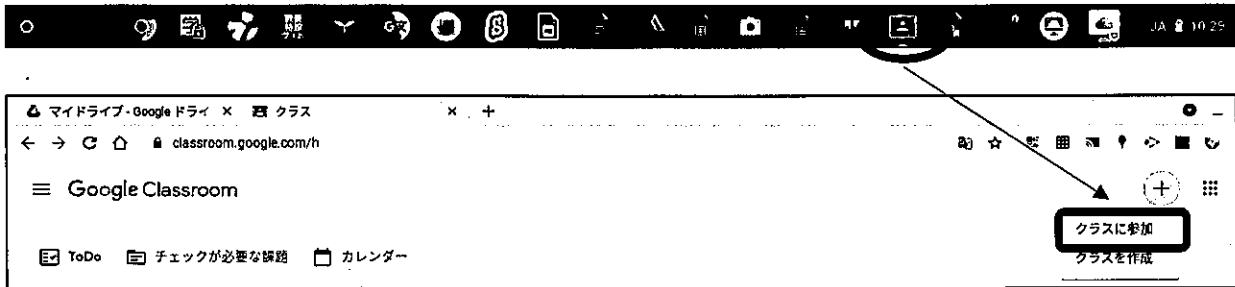
※介助員・支援員の方については、「希望日時」欄の記入は不要です。「名前」欄のみ記入してください。

《昨年度の講座 動画視聴方法》

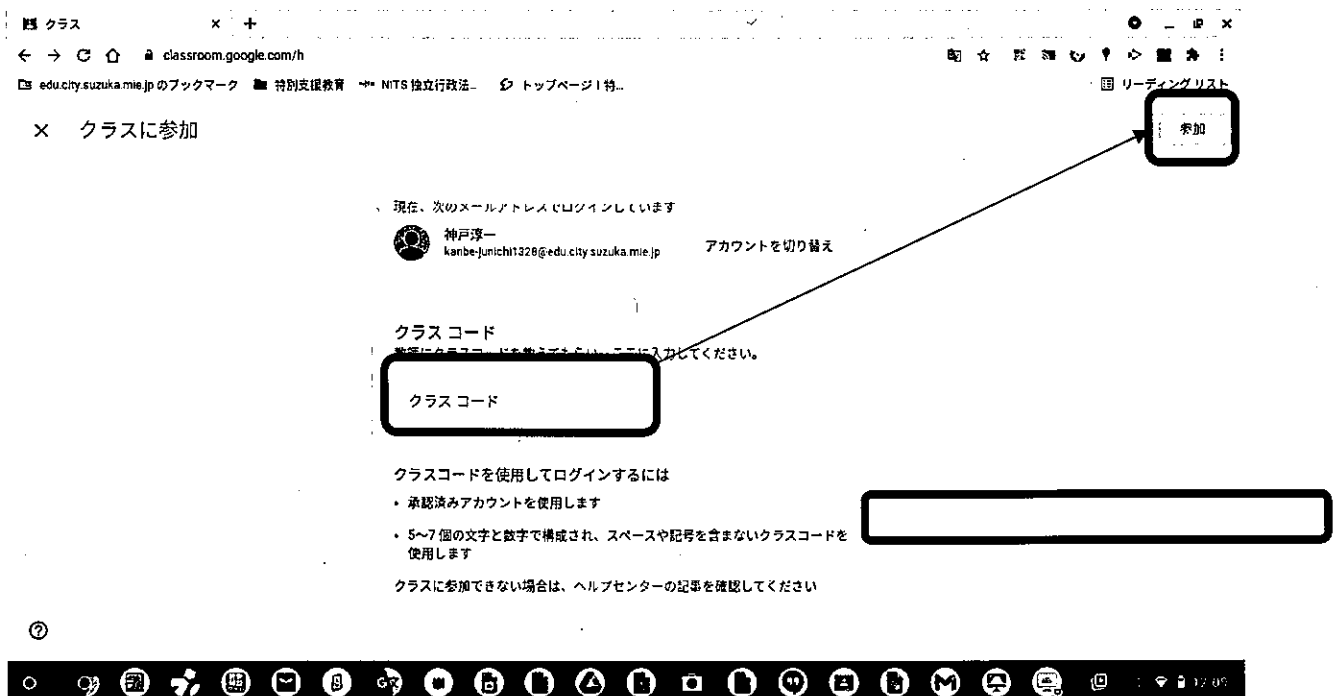
特別支援教育基礎研修(令和3年度)

● Google Classroom(グーグル クラスルーム)からの動画視聴

1 Google Classroom を立ち上げ、右上にある「+」をクリックし、「クラスに参加」を選択する。



2 クラスコード「ofoml7m」を入力し、右上の「参加」をクリックする。



3 動画をクリックして視聴する。※アンケートはすでに締め切っています。



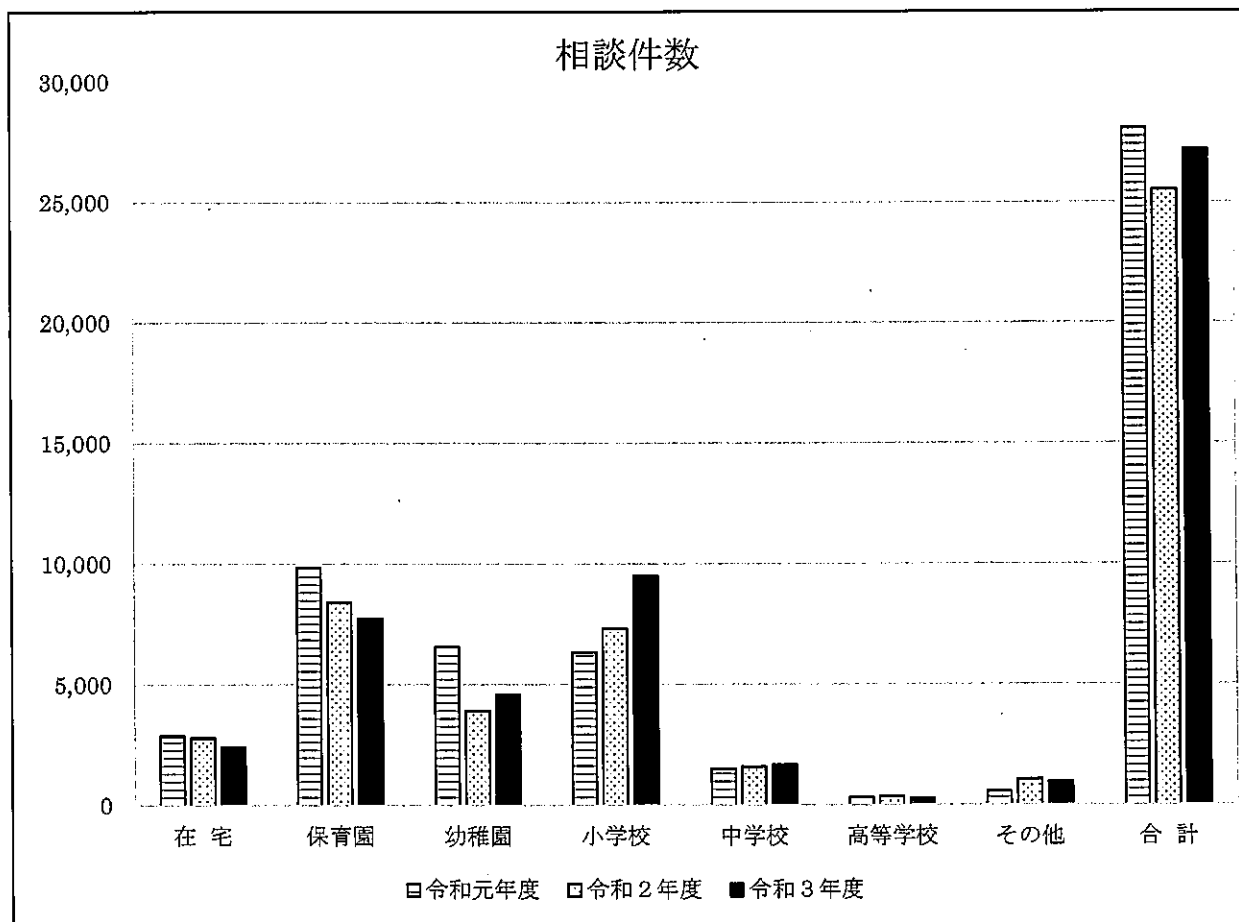
子ども家庭支援課 相談等実施報告

令和4年5月

令和元年度からの推移

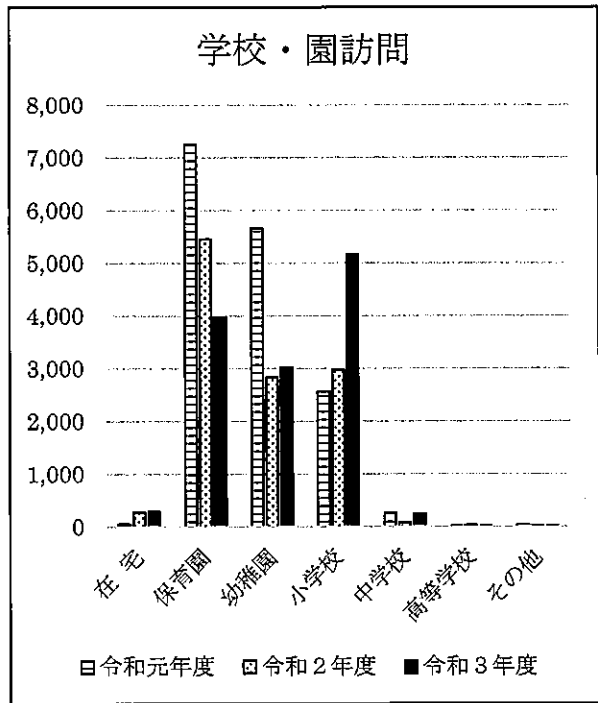
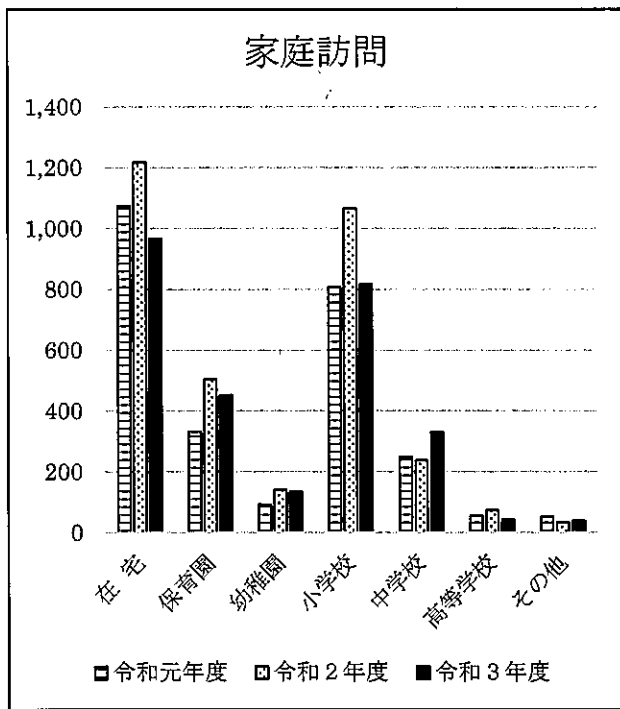
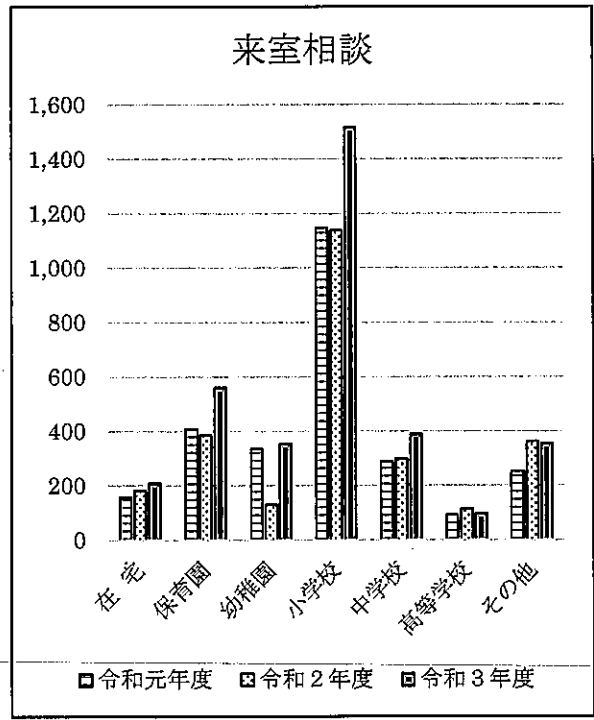
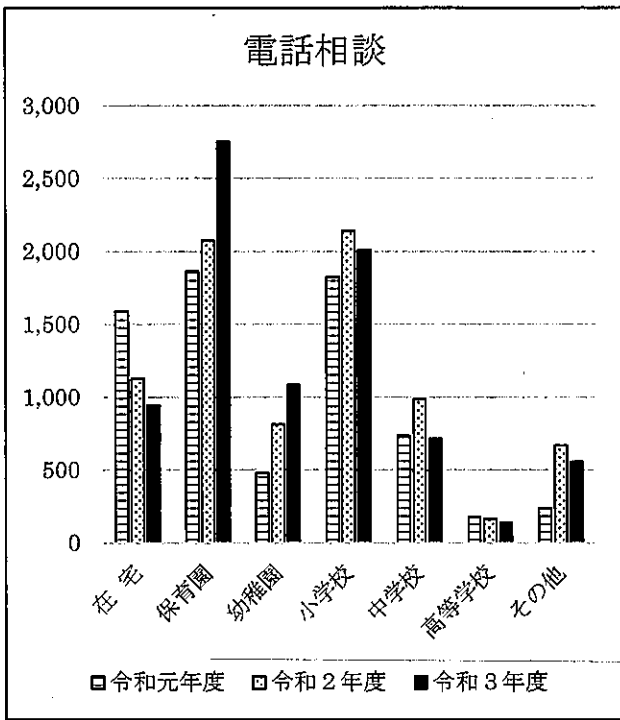
1 相談件数

	在 宅	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等 学校	その他	合 計
令和元年度	2,875	9,849	6,562	6,341	1,530	329	569	28,055
令和2年度	2,805	8,416	3,913	7,317	1,606	371	1,072	25,500
令和3年度	2,410	7,739	4,594	9,505	1,678	283	960	27,169
(前年度比)	-395	-677	681	2,188	72	-88	-112	1,669



2 相談方法別件数

		在 宅	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等 学校	その他	合 計	(前年 度比)
電話 相談	R 元年度	1,588	1,862	477	1,825	732	177	238	6,899	
	R2年度	1,130	2,075	814	2,140	986	167	668	7,980	
	R3年度	945	2,751	1,083	2,011	714	139	555	8,198	218
来室 相談	R 元年度	159	408	335	1,148	288	92	253	2,683	
	R2年度	182	386	130	1,140	299	115	361	2,613	
	R3年度	209	560	354	1,516	388	97	353	3,477	864
家庭 訪問	R 元年度	1,074	331	92	807	247	56	52	2,659	
	R2年度	1,217	504	140	1,064	237	72	33	3,267	
	R3年度	966	452	134	816	329	42	38	2,777	-490
学校 園等 訪問	R 元年度	54	7,248	5,658	2,561	263	4	26	15,814	
	R2年度	276	5,451	2,829	2,973	84	17	10	11,640	
	R3年度	290	3,976	3,023	5,162	247	5	14	12,717	1,077
合 計	R 元年度	2,875	9,849	6,562	6,341	1,530	329	569	28,055	
	R2年度	2,805	8,416	3,913	7,317	1,606	371	1,072	25,500	
	R3年度	2,410	7,739	4,594	9,505	1,678	283	960	27,169	1,669
(前年度比)		-395	-677	681	2,188	72	-88	-112	1,669	

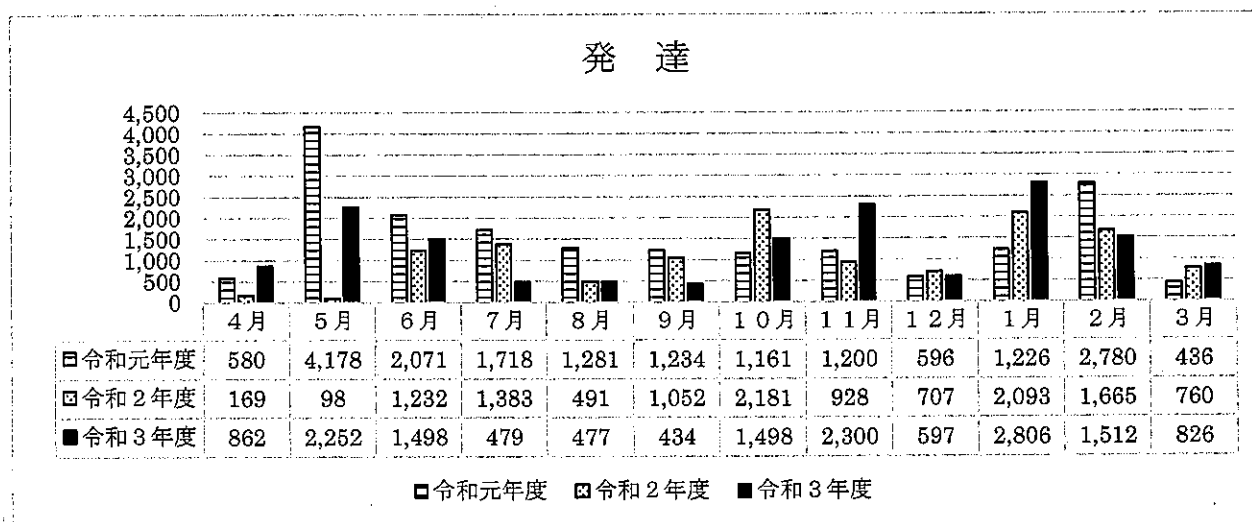
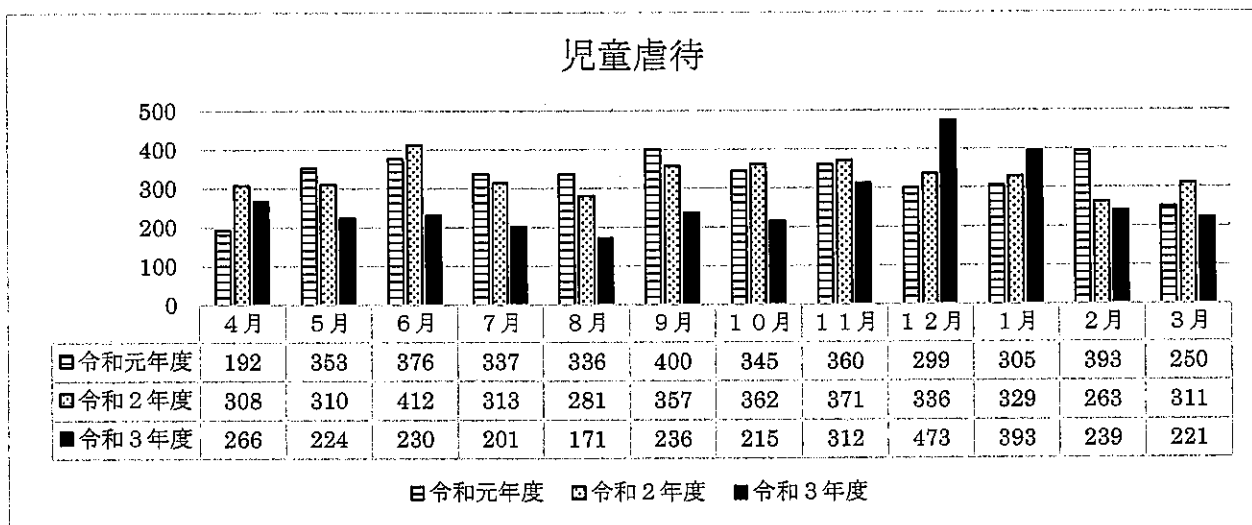


3 相談内容別件数

内容別	年 度	在宅	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他	合 計	前年度比
児 童 虐 待	令和元年度	837	876	141	1,499	429	125	39	3,946	
	令和2年度	768	652	240	1,741	439	105	8	3,953	
	令和3年度	717	584	123	1,209	409	85	54	3,181	-772
発 達	令和元年度	107	8,207	6,230	3,481	343	49	44	18,461	
	令和2年度	377	5,829	2,855	3,302	388	3	5	12,759	
	令和3年度	356	5,252	3,095	6,255	549	28	6	15,541	2,782
養 護	令和元年度	1,840	625	63	781	367	73	134	3,883	
	令和2年度	1,542	821	108	733	217	117	69	3,607	
	令和3年度	1,227	919	140	812	395	66	82	3,641	34
非 行	令和元年度	7	1	0	8	54	1	0	71	
	令和2年度	19	0	1	22	38	1	0	81	
	令和3年度	0	0	0	4	6	0	0	10	-71
不登校	令和元年度	1	0	0	144	139	31	4	319	
	令和2年度	0	0	20	242	212	76	0	550	
	令和3年度	1	0	4	247	151	51	0	454	-96
性 格 行 動	令和元年度	5	77	59	248	106	11	4	510	
	令和2年度	11	931	590	935	233	9	3	2,712	
	令和3年度	17	670	825	480	101	7	2	2,102	-610
しつけ	令和元年度	2	6	3	9	1	2	2	25	
	令和2年度	0	53	64	17	0	0	0	134	
	令和3年度	0	3	2	12	5	0	0	22	-112
いじめ	令和元年度	0	0	0	5	3	0	0	8	
	令和2年度	0	0	0	24	8	0	0	32	
	令和3年度	0	0	0	22	4	0	0	26	-6
女 性	令和元年度	63	37	15	67	21	13	294	510	
	令和2年度	47	73	9	94	35	28	949	1,235	
	令和3年度	55	87	17	88	42	35	795	1,119	-116
その他	令和元年度	13	20	51	99	67	24	48	322	
	令和2年度	41	57	26	207	36	32	38	437	
	令和3年度	37	224	388	376	16	11	21	1,073	636
合 計	令和元年度	2,875	9,849	6,562	6,341	1,530	329	569	28,055	
	令和2年度	2,805	8,416	3,913	7,317	1,606	371	1,072	25,500	
	令和3年度	2,413	7,739	4,594	9,505	1,678	283	960	27,169	1,672
(前年度比)		-392	-677	681	2188	72	-88	-112	1672	

4 相談月別内容（児童虐待・発達・養護相談のみ）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
虐待	令和元年度	192	353	376	337	336	400	345	360	299	305	393	250	3,946
	令和2年度	308	310	412	313	281	357	362	371	336	329	263	311	3,953
	令和3年度	266	224	230	201	171	236	215	312	473	393	239	221	3,181
発達	令和元年度	580	4,178	2,071	1,718	1,281	1,234	1,161	1,200	596	1,226	2,780	436	18,461
	令和2年度	169	98	1,232	1,383	491	1,052	2,181	928	707	2,093	1,665	760	12,759
	令和3年度	862	2,252	1,498	479	477	434	1,498	2,300	597	2,806	1,512	826	15,541
養護	令和元年度	195	175	200	369	298	327	241	318	435	482	406	437	3,883
	令和2年度	370	279	334	225	238	348	170	323	422	247	305	346	3,607
	令和3年度	249	221	280	288	232	288	299	355	442	350	303	334	3,641



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

児童生徒数の正確な把握について（依頼）

このことについて、日頃から各学校において正確な児童生徒数の把握に取り組んでいただいていることと思います。下記の点について引き続き取り組んでいただくようお願いします。

記

- 1 正確な児童生徒数把握に向けた校内体制作り
(取組事例)
 - ・ 毎月 20 日に各担任から人数報告を行い職員会議で各学年の人数一覧を配付し全教職員で人数確認を行う。
 - ・ 常に児童生徒数黒板等に着目できるよう打ち合わせ等で連絡するとともに、標準学級数等に変動の可能性がある学年については視覚的に強調し、全教職員で確認する。
- 2 児童生徒数等報告書について複数の職員で確認する仕組作り
(取組事例)
 - ・ 児童生徒数報告書等提出期日が近い文書を児童生徒数黒板に掲示し、転出入時に担当者を含む複数の職員で、理由を明記するとともにすぐに修正できるようにする。
 - ・ 児童生徒数報告書等提出期日前に、必ず複数の職員（校長、教頭、事務職員を含む）で転出入に関わる文書に照らして、変動理由（誰の転出入なのか）を明確にしながら確認する。
 - ・ 転出入により標準学級数等の変動の可能性が高い学年について、学年主任、学年担任等にも周知し、転出入の情報があつたときは、すぐに管理職に情報が伝わるようにする。

<学校教育課が実施する児童生徒数報告一覧>

- 毎月 児童生徒数報告
- 調査 所属態様報告書（5月，9月，12月調査）
- 年度末 児童生徒数報告書（毎週金曜日）

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員 G】

教職員育成支援のための人事評価制度実施要領

1 制度の目的

教職員育成支援のための人事評価制度は、地方公務員法の改正に伴い、職員が職務遂行上発揮した能力及び挙げた実績を評価し、任用、給与等の人事管理の基礎として活用することを通じて、「教職員の能力・意欲の向上」及び「組織力の向上」を目指すものである。

また、「教職員の能力・意欲の向上」及び「組織力の向上」については、次の内容を重視する。

- 教職員の能力・意欲の向上
 - ① 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力向上を図る。
 - ② 目標の明確化、業績の適切な評価等により、モチベーションを向上させる。
 - ③ 対話により現状に関する気づきを促し、業務改善や意識の向上につなげる。
- 組織力の向上
 - ① 組織の目標を共有し、教職員の協力協働を促進することを通じて、「目指す学校像」の実現を図る。
 - ② 職場全体の活性化を促し、学校運営の質の向上を図ることで、子どもたちの目線に立った教育の充実及び地域からの信頼の確保につなげる。

2 評価対象者

評価対象者は、公立小中学校に勤務する全ての正規県費負担教職員及び県立学校に勤務する全ての正規教職員（任期付職員を除く。）とする。

ただし、休暇等の取得により、評価期間において勤務実績が9月未満の職員については、目標設定、面談、自己評価及び評価者による評価を省略することができる。

なお、管理職員、評価期間において学校での勤務実績がない職員及び学校に在籍していない職員等、評価を実施しないことが妥当であると特に認められる教職員を除く。

※ 学校に籍があり、県教育委員会事務局で勤務する充指導主事等（以下「県教委充指等」という。）については、その職員が所属する課等の所属長が評価を実施する。

3 評価者

第1次評価者及び第2次評価者は、次のとおりとする。

	第1次評価者	第2次評価者
小中学校	教頭	校長
県立学校	教頭または事務長	校長

※ 県教委充指等については、別に定めるものとする。

4 評価の期間及び回数

評価の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

評価の回数は、年1回とする。

5 評価領域及び評価要素

評価領域及び評価要素は、「評価領域及び評価要素」（別紙1）のとおりとする。

6 面談について

(1) 期首面談（5月下旬までに実施）

第2次評価者は、評価対象者と期首面談を行い、評価領域「職務遂行」の目標設定等について協議する。

(2) 中間面談（期間途中に必要があれば実施）

第2次評価者は、期間途中において必要がある場合、評価対象者との中間面談を実施する。

(3) 期末面談（2月上旬までに実施）

第2次評価者は、評価対象者と期末面談を行い、当該期間における職務遂行上発揮された能力・意欲及び実績に関する自己評価の結果を聴取したうえで、「絶対評価」を行う。

(4) フィードバック面談（3月下旬までに実施）

第2次評価者は、評価結果を記入した「人事評価シート」の複写を対象者本人に渡し、評価対象者に評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。

7 目標の設定と評価

(1) 自己目標の設定（年度始めに実施）

評価対象者は、評価領域「職務遂行」の「具体的な目標」及び「目標達成に向けた取組内容」を設定し、「自己目標設定・人事評価シート」（別紙2-1～9）、（以下「評価シート」という。）に記入する。

(2) 評価対象者による自己評価

評価対象者は、自らの取組状況を客観的に振り返り、「着眼点及び着眼点の具体的な例」（別紙3-1～9）及び「評価段階の判断基準」（別紙4）、（以下「評価基準等」という。）に基づき、各評価要素について5～1の5段階で自己評価し、評価シートに記入する。

(3) 評価者による人事評価

第1次評価者は、評価対象者の自己評価を踏まえ、評価基準等に基づき、各評価要素について5～1の5段階で「絶対評価」を行う。

第2次評価者は、評価対象者と期末面談を行い、自己評価の結果等を聴取したうえで、第1次評価者の評価も踏まえ、評価基準等に基づき、各評価要素について5～1の5段階で「絶対評価」を行う。

第2次評価者は、各評定要素の評価から評価領域ごとの評価（評価要素の平均値）を算出し、「評価領域と評価の割合」（表1）に示された割合をかけて値（評点）を求め、すべての評価領域の評点の合計値（小数第2位を四捨五入）を「評語の基準」（表2）の基準に照らして、A～Eの5段階で評語を決定する。

※ 自己評価及び評価者による評価において、5段階の中間の評価である「3」は、目標を概ね達成し、通常の業務に支障がない場合を想定している。

【表 1 評価領域と評価の割合】

評価領域	評価の割合
職務遂行	50%
能力	20%
協力協働	20%
意欲	10%

【表 2 評語の基準】

評語	基準
A	4.5以上
B	3.5以上4.5未満
C	2.5以上3.5未満
D	2.0以上2.5未満
E	2.0未満

8 勤勉手当成績率及び昇給号給数の決定

評語に応じた勤勉手当成績率及び昇給号給数は、「勤勉手当成績率及び昇給号給数」（表3）のとおりとし、評語A及びBの職員の中で表3の勤勉手当成績率を適用する職員（以下「加算対象者」という。）は、以下の手順で決定する。

【表 3 勤勉手当成績率及び昇給号給数】

評語	勤勉手当成績率		昇給号給数	
	右記以外の職員	再任用職員	右記以外の職員	55歳以上の職員
A	100/100	45/100	4号給	昇給しない
B				
C	95/100			
D	90/100	43/100	2号給	
E	85/100	41/100	昇給しない	

- ※ 勤勉手当は、扶養手当を基礎額から除外することで原資を確保し、その原資の範囲内でA及びBの者に加算した成績率を適用する。
- ※ 昇給は、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年人事委員会 教育委員会規則第21号）（以下「初任給規則」という。）で定められている号給数の範囲内で加算することになる。
- ※ 原資に限りがあることから、成績率が高い評語であっても、上記のとおり支給できるとは限らない。
- ※ 通常の昇給号給数が4号給以外の職員の昇給号給数については、別途定めることとする。

（1）加算対象者数の配分

県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第10号）及び初任給規則に定める原資の範囲内で、各市町等教育委員会及び各県立学校ごとに加算対象者数を配分する。

各市町等教育委員会は、市町内の各公立小中学校に加算対象者数を配分する。

(2) 加算対象者の選定

第2次評価者は、各学校に配分された加算対象者数の範囲内で加算対象者を選定する。

(3) 評価結果の報告

評価結果の県教育委員会への報告は、小中学校においては市町等教育委員会教育長、県立学校においては校長が行う。

(4) 勤勉手当成績率及び昇給号給数の決定

県教育委員会は、報告された評価結果をもとに、評語に応じ、表3により勤勉手当成績率及び昇給号給数を決定する。

(5) 評価対象者への伝達

第2次評価者は、フィードバック面談等の機会を活用し、決定された勤勉手当成績率及び昇給号給数を口頭により伝達する。

(6) 勤勉手当成績率及び昇給号給数の特例

以下の事由等に該当する場合、表3によらない勤勉手当成績率及び昇給号給数に決定することがある。

- ・昇任等の人事上の取扱いがあった場合
- ・初任給規則で定める期間以上勤務実績がない場合
- ・懲戒処分を受けた場合

9 苦情対応

評価結果等に対する苦情対応については、苦情への一次的な対応を行う苦情相談及び一定の調整を行っても解決しない事案に対応する苦情処理により行う。

なお、苦情対応の窓口は、県立学校においては県教育委員会に、小中学校においては市町等教育委員会に置く。(別紙5-1、2参照)

10 評価者研修の実施

新規評価者等に対して、評価能力の向上のために必要な研修を実施するものとする。

11 評価シートの保管

各所属における評価シートの保存期間は5年とする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、教職員育成支援のための人事評価制度の実施に関し必要な事項については別途定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日(表3の昇給号給数については平成29年4月1日、勤勉手当成績率については平成29年6月期)から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月27日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

ただし、表3の平成30年6月期以降の勤勉手当成績率については、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

ただし、表3の平成31年6月期以降の勤勉手当成績率については、平成31年4月1日から施行する。

附則

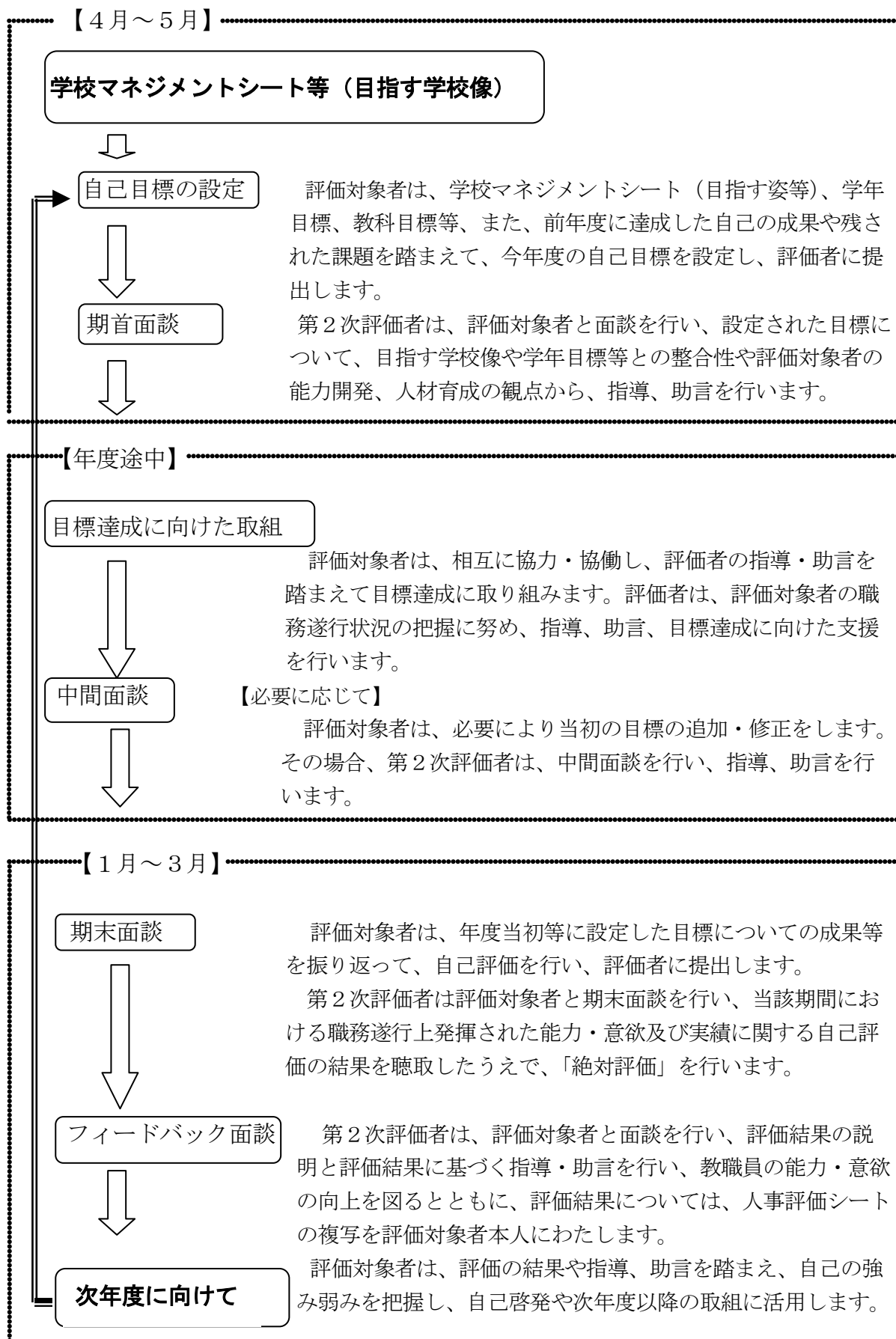
この要領は、令和元年12月23日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

ただし、表3の令和2年6月期以降の勤勉手当成績率については、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

3 この制度の流れ



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

地震等災害発生時（勤務時間外）における教職員の対応について

このことについて、下記のとおりに対応をするとともに、職員への周知をお願いします。

記

1 鈴鹿市災害対策本部及び支部の組織と所掌事務

部	班	所掌事務	班員
避難所対策部 ◎教育長 ○教育次長 ○参事	学校管理班 □教育総務課長 □学校教育課長 ◇教育指導課長 ◇教育政策課長 ◇教育支援課長	1 学校施設の災害対策に関すること。 2 学校施設による避難所及び避難地の応急供用に関すること。 3 救助用学用品の支給に関すること。 4 被災児童・生徒に対する授業に関すること。	教育総務課員 教育政策課員 教育指導課員 教育支援課員 学校教育課員 学校職員

(◎部長, ○副部長, □班長, ◇副班長)

2 配備体制

(1) 第2非常配備（災害対策本部の設置）となるとき

	状 況	対 応
A	<ul style="list-style-type: none"> ●市内に大雨警報, 洪水警報, 大雪警報のいずれかが発表され, 被害の発生が予想されたとき。 ●県内（鈴鹿市を除く）に震度5強以上の地震が発生したとき。 ●遠地地震により, 津波警報が発表されたとき。 ●気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し, 三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取ったとき。 ●市内に高潮警報が発表されたとき。 ●その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときに, 市長が必要と認めたとき。 	○特別に参集を要する校長へは, 避難所対策部学校管理班から携帯電話に直接連絡を入れる。
B	<ul style="list-style-type: none"> ●鈴鹿市内に震度4及び震度5弱の地震が発生したとき。 ●市内に暴風警報, 暴風雪警報のいずれかが発表されたとき。 	【全校自動参集】 ○管理職は1名自動参集し, 学校に待機をする。

(2) 第3非常配備となるとき

(第2非常配備の拡充)

状 況	対 応	
<p>● 市長が第2非常配備の拡充を必要と認めたとき。</p>	<p>第2非常配備体制が「A」の時</p>	<p>① 既に参集している管理職は学校で待機し、そうでない管理職は避難所対策部学校管理班から指示が出るまで、自宅で待機する。 ② 参集を要する校長へは、避難所対策部学校管理班から校長の携帯電話等へ直接、又は、校長会の連絡網を使って連絡を入れる。 ③ 校長が必要と認めたときは、職員の中から指名招集して従事させる。 ※ 学校の体育館等が避難所になった場合は、市の担当者に協力できる体制をとる。</p>
	<p>第2非常配備体制が「B」の時</p>	<p>① 避難所対策部学校管理班から、既に第2非常配備中の校長等に、防災行政無線やメール等で連絡を入れる。連絡を受けた者は、自宅待機中の管理職に参集を伝える。(管理職は全員参集となる。) ② 校長が必要と認めたときは、職員の中から指名招集して従事させる。 ※ 学校の体育館等が避難所になった場合は、市の担当者と協力できる体制をとる。</p>

(3) 第4非常配備となるとき

(非常体制)

状 況	対 応
<p>● 市内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ● 東海地震の強化地域内に東海地震予知情報が発表されたとき ● 津波警報又は、大津波警報が発表されたとき。 ● 広範囲に災害が発生又は予想されるときに、市長が必要と認めたとき。</p>	<p>① 管理職及び職員は自動参集する。 ② 避難所対策部学校管理班から、校長に防災行政無線や校長会の連絡網等で参集の連絡をする。校長は職員全員に参集の連絡を入れる。 ※校長は、初動体制を確立するための要員として、比較的短時間で参集できる職員を予め決めておく。</p>

※上記(1)～(3)いずれのときも、学校へ到着後は、庁内LANの掲示板及び避難所対策部学校管理班からのメール等を常時確認し、その指示に従う。

3 非常配備時に行う業務について

- (1) 児童・生徒の安全確保
- (2) 災害に係る情報収集
- (3) 人的被害や物的被害の確認
- (4) 教育委員会等への被害の報告
- (5) 被害に対する対応
- (6) 教育再開に向けた対応
- (7) 避難所が開設されたときの対応
- (8) その他災害に係る対応

4 被害状況報告等について

(1) 施設被害について

- ・校長は、被害状況を電話・メール等で、**教育政策課**へ報告する。
 - ① 被害があれば確認した時点で報告。
 - ② 震度5強以上の地震の場合、被害の有無に関わらず速やかに報告。

(2) 人的被害について

- ・校長は、児童生徒、職員、施設利用者で、軽傷、重傷、行方不明、死者があれば、電話・メール等で、**学校教育課**へ報告する。

(3) 児童生徒の自宅待機等の情報について

- ・校長は、始業時刻の変更、休校・下校措置等の情報を、**教育指導課**へ報告する。

(4) その他

- ・その他、特に連絡すべき事項があれば、**学校教育課**へ報告する。
- ・(1)～(3)の報告は担当課のみへ報告する。複数課に同じ情報は不要です。

5 振替・手当等について

(1) 週休日等のとき

- ① 原則、振替等で対応
- ② 【条件あり】

管理職：管理職員特別勤務手当又は災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応
教員：教員特殊業務手当又は災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応

(2) 平日時間外のとき

- ③ 【条件あり】

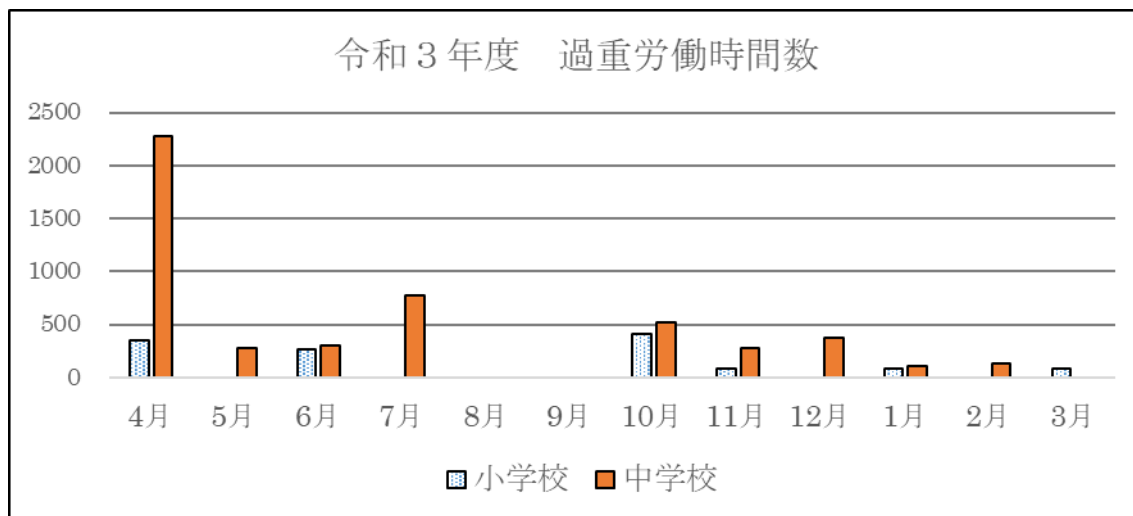
管理職：災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応
教員：教員特殊業務手当又は災害等宿日直勤務従事者勤務報告で対応

6 その他

- ・管理職は、「防災危機管理情報メール配信システム」への登録をお願いします。4月1日以降の再登録が必要です。
- ・緊急時に備え、緊急時救護班用薬品等や備蓄庫の鍵の確認及び備蓄庫の整理をお願いします。なお、年に1回は備蓄庫を開け、整理状況等を確認していただくようお願いします。
- ・何らかの事情により体育館の鍵を交換する場合は、必ず防災危機管理課へ連絡をお願いします。

過重労働による健康障害防止について

◆ 令和3年4月1日～令和4年3月31日の状況



	令和2年度年度 (4月～3月)		令和3年度 (4月～3月)	
	時間数	延べ人数	時間数	延べ人数
幼稚園	0時間	0人	0時間	0人
小学校	約1005時間	12人	約1284時間	15人
中学校	約7058時間	72人	約5052時間	52人

◆ 傾向

- ・ 小学校では、前年度同期間に比べ、延べ人数・時間共に増加しています。一昨年度は4～5月に学校臨時休業がありました。昨年度は通常授業が行われたことも増加に影響しているものと考えられます。
- ・ 中学校では、前年度同期間に比べ、時間数・延べ人数ともに減少しています。休養日の設定等部活動の適切な運営によるものと考えられます。
- ・ 昨年度と同様に、中学校における80時間／月を超える時間外勤務がある教職員が固定化しております。
- ・ 鈴鹿市立学校及び幼稚園職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱の第4条により、昨年度、産業医による面接指導を希望した職員はのべ3人でした。

◆ 対応

- ・ 本年度も時間外労働時間一人当たり月45時間以内が目標となり、職員一人ひとりが時間外労働時間の縮減を自覚し、出退勤システムを活用しながら時間外在校等時間を正確に把握し、自己管理に努めるようご指導ください。
- ・ 管理職の先生におかれましては、過重労働による健康障害防止のために、職員の健康状況管理に努めるようお願いいたします。
- ・ Chromebook の活用などでの会議の効率化やスクール・サポート・スタッフの方の活用、また常に校(園)務分掌の見直しを図るなど、仕事が特定の職員に偏らないよう、業務の平準化に努めるとともに学校行事の大幅な見直しをお願いいたします。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

体罰根絶に向けた取組の徹底について（依頼）

このことについて、別添（写）のとおり三重県教育委員会教育長から依頼がありましたので、体罰に係る実態等を継続的に把握し、発生時には下記により提出をお願いします。

記

1 提出文書および提出期限

(1) 体罰事案報告用紙（別紙様式1）

体罰事案把握後、速やかに提出してください。

2 提出先

学校教育課 教職員 G

3 その他

(1) 各学校において、学期に1回程度、児童生徒へのアンケート等の調査を通して、児童生徒からの情報収集に努め、体罰の実態把握を行ってください。参考として、アンケート用紙の（例）を添付しましたので参考にしてください。

(2) 保護者宛「体罰の実態把握のための調査について」の使用については、各学校の事情に応じてお考えください。

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】



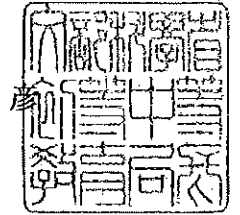
24文科初第1269号
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

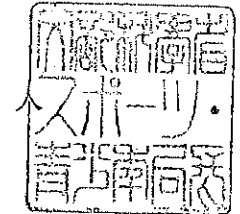
布 村 幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



(印影印刷)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年未、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると

いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

「体罰や暴言等の不適切な言動の禁止」について

このことにつきましては、平成29年5月18日付鈴教学459号「体罰根絶に向けた取組の徹底について」をはじめ、かねてより機会を捉えて通知し、各学校(園)長におかれましては、平素より適切な指導を図っていただいているところ です。

今一度、体罰や暴言等の不適切な言動の根絶に向け下記のような対策を講じ、教職員による「体罰や暴言等の不適切な言動の実態把握」に努めるとともに、「体罰・暴言等の禁止」について、再度必ず御指導いただきますようお願い します。

記

- 園児児童生徒との定期的な教育相談を実施する。
- 意見箱・相談窓口等を設置する。
- 管理職による授業・部活動参観等を行うことで、体罰の実態把握に努める。
- 学校(園)長が職員会議や校内研修会の場で、体罰防止資料「体罰の根絶に向けて」や「体罰が起こる傾向についてのチェック表」、また県より配付されたDVD「教育活動における体罰の防止」等を活用しながら、体罰の未然防止や服務規律の確保について、定期的に教職員に対して、啓発及び指導して いく。

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

体罰が起こる傾向についてのチェック表(平成29年度版)

体罰を起こした事例について考察してみると、その要因には、次のような傾向が見られます。自身自身に当てはまるかどうか確かめてみましょう。他者評価をしてもらうことも有効です。

NO	項 目	YES	NO
1	すぐにかつとなり、子どもを否定してしまうような言葉をかけてしまうことがある。		
2	児童生徒理解が不十分で、子どもの目の高さでものをみることができない。		
3	子どもを一方的に自分の方針や価値観に従わせようとする傾向がある。		
4	子どもと接する場面で、怒鳴ったり、威圧的な態度になってしまうときがある。		
5	子どもの話を最後までじっくり聴いて理解しようとする余裕に欠け、子どもを頭ごなしに叱ることがある。		
6	子どもが、何度注意しても指導に従わなかったり、指導に対して反抗的な態度をとったりしたときに、苛立ちを覚え感情的になることがある。		
7	子どもができないことを、自らの指導を顧みることなく、子どもの責任にしてしまうときがある。		
8	子どもの言動について、その態度の原因、背景や障がいの特性まで考えて指導に当たっていない。		
9	ちょっとした配慮が足りず、子どもへの温かみが伝えられずに不信感をもたれやすい。		
10	合理的配慮の視点に欠け、困り感のある子どもに合わせた指導ができないことがある。		
11	体罰は、時と場合によっては指導のひとつであると考えることがある。		
12	ペナルティを課したり、連帯責任を取らせる指導をしてしまうことがある。		
13	「厳しく指導してください。」という保護者の声は、「体罰容認」と受け止めている。		
14	子どもが、体罰行為のまねをすることがあるなど、体罰が子どもに与える影響について、考えたことがない。		
15	学級の課題や子どもの問題行動等について、管理職や校内組織への報告・連絡・相談をつい忘れてたり、遅れたりすることがある。		
16	自分の学級の問題点等を気軽に同僚に打ち明けることが苦手である。		
17	子どもへの不適切な指導について、教職員同士で指摘し合ったことがない。		
18	部活動等では、子どもへの指導における言葉使いが、部活動等以外での指導の言葉遣いに比較して、つい悪くなってしまう。		
19	部活動等での指導において、活動中に意欲が感じられない児童生徒に対して、つい腹立たしく思ってしまう。		
20	部活動で、成果や結果だけを求めようとする指導になってしまうことがある。		

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

不祥事根絶に向けた取組の徹底について (通知)

教職員の不祥事根絶に向けた取組を進める中、令和3年度、県内においては、わいせつ行為等により懲戒処分とした事案が発生しました。児童生徒の健全な育成に携わる教職員のこうした相次ぐ不祥事により、依然として、公教育への信頼が根底から揺らぐ危機的状況にあります。

各学校におかれましては、全教職員に対し、下記の内容について周知や指導をお願いします。また、校長のリーダーシップのもと、県教育委員会がこれまで発出した通知や、別添資料等を活用し、自分事として捉えられるような、少人数グループによる話し合いの機会を設定した研修会を行う等、教職員の主体的な取組を推進してください。さらに、教職員が悩みや課題について気軽に相談でき、円滑なコミュニケーションを図ることができる職場づくりに努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 市教育委員会は学校とともに、県教育委員会の方針を踏まえた不祥事根絶に向けた主体的な取組を推進します。
- 2 これまでに発出された通知等を活用した研修会をとおして、次のような対応策の徹底に努めてください。
 - (1) わいせつ行為への対応策
 - ・SNS等で児童生徒との公務上必要な連絡以外は行わないこととし、公務後に不要となった個人情報等は速やかに削除してください。
 - ・一対一の指導が必要な場合は、管理職等に事前に連絡・報告を行い、指導を行っていることを共有するとともに、部屋のドアを開けたままにしておくなど、密室の状態になることを避けてください。
 - ・児童生徒を教職員の自家用車に同乗させないこととし、やむを得ない場合は管理職の許可を得るようにしてください。
 - (2) 不適切な発言への対応策
 - ・児童生徒がどのように受け取るか考えることなく、教職員の不適切な発言により子どもたちの人権を侵害することがあります。このことから、教職員の発言が児童生徒に与える影響の大きさについて認識し、事例研修をとおして未然防止に努めるようにしてください。

(3) 交通事故への対応策

- ・走り慣れた道路でも過信することなく、交通事故はいつでも誰にでも起こりうることを念頭に置き、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転を行い、事故防止を徹底してください。
- ・万が一交通事故を起こした場合は、軽微なものであっても被害者の救護、警察への報告、管理職への報告を必ず行うことを徹底してください。

3 今後の不祥事根絶に向けた取組の予定

- ・体罰の実態把握のための調査（体罰アンケート）を年2回実施。
- ・セクシュアル・ハラスメントの実態把握のための調査（セクハラアンケート）を年2回実施。
- ・「不祥事根絶のための行動計画」の作成と実施。（詳細は、後日お知らせします。）
- ・鈴鹿市立小中学校コンプライアンス推進旬間内に、コンプライアンス・ミーティングを年1回実施。（詳細は、後日お知らせします。）

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ】